

児童手当の申請は 9月のうちに

ことし四月、児童手当制度が改正されました。支給対象年齢が小学校修了前までに拡大され、所得制限限度額も緩和されています。より多くの子育て中の皆さんが、児童手当を受給できるようになりました。

新たに児童手当を受けようとする場合、市への申請が必要です。ただし、公務員の方は勤務先で手続きすることになります。

新たに該当する方の児童手当は、九月三十日(土)までに受け付けたもの限り、ことし四月分までさかのぼって支給されます。まだ、手続きを済ませていない方は、早めに申請してください。十月以降に受け付けした場合は、申請した月の翌月分からの支給になりますので、ご注意ください。

なお、九月三十日(土)は閉庁日のため、直接、こども家庭課(本庁舎二階)・出張所・連絡所での受け付けは九月二十九日(金)までとなります。詳しくは五月にお送りした

案内および申請書、またはホームページをご覧ください。か、同課にお尋ねください。

問い合わせ：こども家庭課
児童福祉係・TEL内線2587

身体障害者健康診査 を実施します

十八歳以上四十歳未満で、せき髄損傷・脳性まひ・脳血管障害などに起因する身体上の障害を持ち、常時車いすを使用する在宅障害者の褥瘡(じくそう) (床ずれ) などの予防のため、川越市医師会の協力により、健康診査を実施します。

ただし、入院中の方または施設に入所・通所している方は除きます。

実施期間：10月2日(月)～31日

(火)

申し込み：9月15日(金)から障害者福祉課(本庁舎一階、電話・ファクス可)

*申し込み後、受託医療機関一覧表および健康診査記録票を郵送します。

*平成十七年度に受診した方には、事前に健康診査記録票を送付しますので、申し込みは不要です。

受診方法：受託医療機関に健康診査を予約し、市から郵送された書類を持ち受診

費用：無料

問い合わせ：障害者福祉課
福祉サービス係・TEL内線2546・FAX225-3033

川越市在宅心身障害者 手当の制度変更

川越市在宅心身障害者手当支給条例の改正に伴い、十月から支給要件や支給対象者が変わります。主な変更点は、次のとおりです。

①受給資格に所得制限が追加(住民税が課税されていないことが条件です)

②精神障害者保健福祉手帳1級および2級の方への支給開始

新制度移行にあたり、受給者の所得調査を行います。この調査は、対象者の皆さんの同意が必要になります。後日送付する「同意書」に必要事項を記入して、ご返送ください。ご協力をお願いします。

問い合わせ：障害者福祉課
管理係・TEL内線2541・FAX225-3033

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 「川越みんなの健康プラン」から 総合保健センター健康増進係・TEL229-4121
日ごろから親子いっしょの外遊びや、室内のふれあい遊びを生活の中に取り入れましょう。
- 障害者のサービス利用手続きなどが変わります 障害者福祉課自立支援給付係・TEL内線2547
10月から、補装具・ホームヘルプなどのサービス・地域生活支援事業について変更になります。詳しくは、9月25日発行の広報川越をご覧ください。
- 西後楽会館入浴休止のお知らせ 西後楽会館・TEL232-6177
9月26日(火)・27日(水)、ボイラー定期性能検査のため、西後楽会館は入浴施設の利用ができません。
- 市有地売ります 管財課管財係・TEL内線2321
市が保有している土地を、「公募抽せん」で販売します。詳しくは、10月10日発行の広報川越をご覧ください。
- ご存じですか? 建築協定制度 建築指導課管理係・TEL内線3241
日照・通風・プライバシーの侵害などを未然に防ぐため、建築物の形態や用途などに関する協定を結ぶものです。詳しくは、お尋ねください。
- 地域・ビジネスを活性化する知的財産セミナー「商標からブランドへ」 川越商工会議所・TEL229-1820
9月28日(木)、午後2時～4時30分。川越市民会館会議室。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。
- 訂正 広報川越No1133・9ページ「第58回川越市民文化祭」 中央公民館・TEL222-1394
「邦舞のつどいI」にある「琵琶・謡曲・長唄・箏曲・端唄・尺八・三味線など」は、「邦楽のつどい」の内容です。なお、謡曲と長唄については、出演者がいません。
「川柳大会」の宿題 誤=ときどき 正=どきどき ご迷惑をおかけしました。
- 9月16日(土)、午後6時30分から、「もしもツアーズ」(フジテレビ)で川越が紹介される予定です。
- 「市内循環バス・川越シャトル新路線のお知らせ」について 総合交通政策課都市交通政策担当・TEL内線3261
9月に発行する広報川越と同時配布する予定でしたが、延期となりました。もう、しばらくお待ちください。

保険証を「配達記録郵便」で郵送

国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新を行います。新しい保険証は、九月十九日(火)から送付します。

近年、他人の保険証の不正使用が多くなっています。確実に被保険者にお届けするために、保険証を「配達記録郵便」で郵送します。受領印が必要なため、不在の場合には配達されません。

配達時に不在の場合には、

～ 9月中旬から、来年3月末日まで ～



旧霞ヶ関北小学校校舎解体工事（校舎・管理棟・プールの解体）を、来年3月15日(木)まで実施します。

そのため、旧霞ヶ関北小学校北側から御伊勢塚公園北側を通る市道9167号線を、上記のとおり車両通行止めになります。

この期間のうち、9月中旬から12月末日までは解体工事の発生材の搬出、1月上旬から3月末日までの予定で同市道の修復工事を行います。

自動車・バイクなどの車両に乗る皆さんは、この車両通行止めにご理解とご協力をお願いします。なお、歩行者の皆さんが同市道を通行する際は、ガードフェンスで仕切った幅員1.5mの専用路をご利用ください。

問い合わせ…教育財務課管理係・TEL内線2837

受け取り方法についての「お知らせ」を置いておきます。その内容にある手続きを、指定された郵便局あてに行ってください。郵便局での保管期間（配達時から一週間）を過ぎた場合は、次の方法により保険証を受け取ってください。

① 十一月月中旬に国保年金課から、保険証を受け取っていない方にハガキで通知します。その内容に基づき、保険証を受け取ってください。

② 旧保険証・印鑑・身分証明書（運転免許証またはパスポート）を持参し、国保年金課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で申請してください。身分証明書の提示がない場合は、新しい保険証を配達記録郵便で郵送します。①の通知が届く前でも申請できます。

③ 来年1月4日(木)以降は、再交付申請の手続きにより交付します。申請方法などは、②と同じです。

*旧保険証は、九月末日で失効します。新しい保険証は、早めに受け取ってください。

*九月一日以降に、国民健康保険に関する届け出などをした場合には、すでに新しい保険証が交付されている場合があります。ご確認ください。

問い合わせ：国保年金課国保資格係・TEL内線2479

秋の全国交通安全運動を実施します!!

9月21日(木)～30日(土)、秋の全国交通安全運動にあたり、市では次の催しを行います。

●市内一斉巡回広報発式
日時：9月21日(木)、午後2時

会場：西武本川越ペペ前広場
交通安全広報車が、市内川越駅前から出発して、市内各地で交通安全広報を行います。警察犬の模範訓練も実施予定。雨天の場合は、本川越駅一階改札前で開催します。

●高齢者の交通事故防止街頭キャンペーン
日時：9月26日(火)、午後2時

会場：川越駅西口暫定広場周

●後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート着用徹底街頭キャンペーン
日時：9月29日(金)、午後2時

問い合わせ：総合交通政策課交通安全指導係・TEL内線3265

事業所・企業統計調査にご協力ください

十月一日(日)現在で、全国一斉に事業所・企業統計調査が行われます。

この調査は、統計法に基づき、総務省が実施するもので、すべての事業所が対象になります。調査結果は、諸施策を企画・立案するうえで重要な基礎資料となります。

九月下旬から十月上旬にかけて、県知事が任命した調査員が調査票の記入のお願いと回収に伺います。ご協力をお願いします。

問い合わせ：情報統計課統計係・TEL内線2264